



2019年2月21日

「健康経営優良法人 2019～ホワイト 500～」の認定のお知らせ

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、平成 31 年 2 月 21 日（木）、経済産業省および日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定制度」において、平成 30 年度の「健康経営度調査」において所定の基準を満たしたことにより「健康経営優良法人 2019(大規模法人部門)～ホワイト 500～」に認定されましたので、お知らせします。昨年の「健康経営優良法人 2018」に続く認定となります。

本認定制度は、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人を認定する制度です。

当行グループでは、平成 29 年 9 月 26 日に「健康経営宣言」を策定し、従業員の心身の健康を重要な経営資源の一つと位置づけ、グループ各社と健康保険組合が一体となって、従業員および家族の心と身体 の健康保持・増進を図るための施策の取り組みを図っております。

今後においても「健康経営」を積極的に推進していくと共に、地域金融機関として、健康で活力ある地域づくりをサポートしてまいります。

以上



2019
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	鴨志田	内線3731
TEL 029-859-8111			

【概要】

- ・地域の健康課題に即した取組や日本健康会議1が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営2を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度。
- ・健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としている。
- ・経済産業省が実施する「健康経営度調査」に回答し、認定基準に適合した企業が認定される。

※1 日本健康会議…国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体。

経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実施していくことを目的としている。

※2 健康経営 …従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。

【認定基準】

健康経営優良法人2019(大規模法人部門)の認定基準

認定要件①：健康経営度調査の結果が、回答法人全体の上位50%以内であること

大項目	中項目	小項目	評価基準	認定要件
1.	経営理念(経営者の自覚)		健康宣言の社内外への発信(アニュアルレポートや統合報告書等での発信)	必須
2.	組織体制	経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須
		保険者との連携	健保等保険者と連携	
3.	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①健康診断受診率(実質100%)	左記①～⑮のうち12項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
	対策の検討	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
		④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲージメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気と治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)	
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	
			⑩食生活の改善に向けた取り組み	
		健康推進・生活習慣病予防対策	⑪運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
⑬感染症予防対策			⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	
⑭過重労働対策			⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	
メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み			
受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み			
取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須	
4.	評価・改善	取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須
5.	法令遵守・リスクマネジメント		定期健診を実施していること(自己申告)	必須
			健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自己申告)	
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自己申告)	
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自己申告)	

以上